

安芸高田市上下水道料金審議会資料 (第3回)

日時：平成30年1月25日（木）14:30～
場所：向原生涯学習センターみらい

1. 第2回審議会のおさらい・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 第2回審議会の補足説明・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 水道料金の現在の料金体系と課題・・・・・・・・ 21
4. 今後の水道料金・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
5. 下水道料金の現在の料金体系と課題・・・・・・・・ 35
6. 今後の下水道料金・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
7. 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

1 第2回審議会のおさらい

(1) 水道事業（第2回資料P31）

1. 改善目標

水道事業の今後の安定した経営を実現するため、以下の項目を改善目標とします。

- 簡易水道の一般会計繰入金を削減する。
- 水道事業の純利益を確保する。

		平成29年度 推計	平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	平成30～32年度 合計
水道	純利益 千円	-5,644	-8,945	-4,867	-7,162	-20,974
	一般会計繰入金 千円	0	0	0	0	0
	（基準内） 千円	0	0	0	0	0
	（基準外） 千円	0	0	0	0	0
	内部留保資金 千円	203,724	208,665	217,348	220,618	—
飲 簡 供 水	純利益 千円	0	0	0	0	0
	一般会計繰入金 千円	364,598	368,261	343,979	324,309	1,036,549
	（基準内） 千円	190,331	193,569	196,934	199,491	589,994
	（基準外） 千円	174,267	174,692	147,045	124,818	446,555
	内部留保資金 千円	77,793	138,878	170,814	176,629	—
合 算	純利益 千円	-5,644	-8,945	-4,867	-7,162	-20,974
	一般会計繰入金 千円	364,598	368,261	343,979	324,309	1,036,549
	（基準内） 千円	190,331	193,569	196,934	199,491	589,994
	（基準外） 千円	174,267	174,692	147,045	124,818	446,555
	内部留保資金 千円	281,517	347,543	388,162	397,247	—

←純利益の確保

←基準外繰入の削減


1 第2回審議会のおさらい

(1) 水道事業（第2回資料P36）

2. 改定率の検討

改善目標に対して、料金改定率は、以下のとおりとなりました。

- 簡易水道の一般会計繰入金を削減する。
 - 基準外繰入を0円にするためには、95.82%の料金改定が必要となります。
- 水道事業の純利益を確保する。
 - 純利益30,000～40,000千円を確保するためには、20%の料金改定が必要となります。



基準外繰入を0円にする水準は、現行料金の2倍近くの料金改定となるため、現実的ではないと考えられますが、最低でも水道事業の純利益を確保した経営を行うため、20%程度の料金改定が必要です。

1 第2回審議会のおさらい

(1) 水道事業 (第2回資料P37)

3. まとめ (改定率20%の場合)

		平成29年度 推計	平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	平成30~32年度 (20%改定) 平均	平成30~32年度 (現行料金) 平均	摘要
水道	供給単価 円/m ³	188.01	225.50	225.50	225.50	225.50	187.92	20%UP
	給水原価 円/m ³	192.20	195.02	191.48	193.56	193.36	193.36	
	料金回収率 %	97.82	115.63	117.77	116.50	116.62	97.19	20%UP
飲簡 供水	供給単価 円/m ³	193.48	232.66	232.66	232.67	232.66	193.88	20%UP
	給水原価 円/m ³	601.56	600.99	576.85	559.51	579.23	579.23	
	料金回収率 %	32.16	38.71	40.33	41.58	40.17	33.47	20%UP
合算	供給単価 円/m ³	190.35	228.60	228.61	228.61	228.61	190.51	20%UP
	給水原価 円/m ³	367.28	370.88	358.60	352.51	360.72	360.72	
	料金回収率 %	51.83	61.64	63.75	64.85	63.37	52.81	20%UP

料金回収率は100%を上回ります。

簡易水道、飲料水供給施設を含めた料金回収率は、20%改善します。

		平成29年度 推計	平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	平成30~32年度 (20%改定) 合計	平成30~32年度 (現行料金) 合計	比較 現行⇒15%改定
水道	純利益 千円	-5,644	35,486	39,346	36,399	111,231	-20,974	132,205
	一般会計繰入金 千円	0	0	0	0	0	0	0
	(基準内) 千円	0	0	0	0	0	0	0
	(基準外) 千円	0	0	0	0	0	0	0
	内部留保資金 千円	203,724	253,096	305,992	352,823	-	-	-
飲簡 供水	純利益 千円	0	0	0	0	0	0	0
	一般会計繰入金 千円	364,598	332,796	309,024	290,228	932,048	1,036,549	-104,501
	(基準内) 千円	190,331	193,569	196,934	199,491	589,994	589,994	0
	(基準外) 千円	174,267	139,227	112,090	90,737	342,054	446,555	-104,501
	内部留保資金 千円	77,793	138,878	170,814	176,629	-	-	-
合算	純利益 千円	-5,644	35,486	39,346	36,399	111,231	-20,974	132,205
	一般会計繰入金 千円	364,598	332,796	309,024	290,228	932,048	1,036,549	-104,501
	(基準内) 千円	190,331	193,569	196,934	199,491	589,994	589,994	0
	(基準外) 千円	174,267	139,227	112,090	90,737	342,054	446,555	-104,501
	内部留保資金 千円	281,517	391,974	476,806	529,452	-	-	-

純利益は132百万円増加します。

基準外繰入は105百万円削減します。

1 第2回審議会のおさらい

(2) 下水道事業（第2回資料P40）

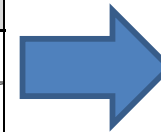
1. 改善目標

下水道事業の今後の安定した経営を実現するため、以下の項目を改善目標とします。

- 経費回収率を改善する。
- 一般会計繰入金（基準外）を削減する。
- 財政健全化計画の目標を達成する。

■ 経費回収率

項目	単位	平成29年度 推計	平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	平成30～32年度 平均
使用料単価	円/m ³	188.6	188.6	188.6	192.1	189.8
汚水処理原価	円/m ³	365.5	367.5	369.7	371.9	369.7
経費回収率	%	51.6%	51.3%	51.0%	51.7%	51.3%



経費回収率の改善

■ 基準外繰入金

項目	単位	平成29年度 推計	平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	平成30～32年度 累計又は平均
使用料収入	千円	340,602	338,931	337,153	341,514	1,017,598
繰入金(基準外)	千円	387,032	416,381	427,234	422,407	1,266,022
基準外の割合	%	25.7%	26.4%	25.0%	23.1%	24.8%



基準外繰入金を削減

1 第2回審議会のおさらい

(2) 下水道事業（第2回資料P46）

2. 改定率の検討

改善目標に対して、料金改定率は、以下のとおりとなりました。

○ 経費回収率の改善する。

➤ 経費回収率を100%にするためには、約95%の料金改定が必要となります。

○ 一般会計繰入金（基準外）を削減する。

➤ 基準外繰入を0円にするためには、約124%の料金改定が必要となります。

○ 財政健全化計画の目標を達成する。

➤ 目標値の約6億円を確保するためには、20%の料金改定が必要となります。



最低でも、財政健全化計画の目標値を達成するためには、20%程度の料金改定が必要となります。

1 第2回審議会のおさらい

(2) 下水道事業（第2回資料P47）

3. まとめ（改定率20%の場合）

■経費回収率

項目	単位	平成29年度 推計	平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	平成30～32年度 (20%改定)平均	平成30～32年度 (現行料金)平均	比較 現行⇒20%改定
使用料単価	円/m ³	188.6	226.3	226.3	230.5	227.7	189.8	+ 38.0
汚水処理原価	円/m ³	365.5	367.5	369.7	371.9	369.7	369.7	-
経費回収率	%	51.6%	61.6%	61.2%	62.0%	61.6%	51.3%	+ 10.3%

下水道事業全体の経費回収率は、約10%改善します。

■使用料収入、基準外繰入金

項目	単位	平成29年度 推計	平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	平成30～32年度 (改定20%改定)累計	平成30～32年度 (現行料金)累計	比較 現行⇒20%改定
使用料収入	千円	340,602	406,722	404,589	409,818	1,221,129	1,017,598	+ 203,531
繰入金(基準外)	千円	387,032	348,590	359,798	354,103	1,062,491	1,266,022	▲203,531
基準外の割合	%	25.7%	22.1%	21.1%	19.4%	20.9%	24.8%	▲ 3.9%

基準外繰入金は、平成30年度から平成32年度の3年間で約2億円削減されます。歳入に対する割合も約4%減少します。

使用料収入は、約2億円を確保することができます。平成30年度から平成38年度の9年間では、財政健全化計画の目標値である約6億円を確保できます。

2 第2回審議会の補足説明

補足①：企業債残高の状況

(1) 水道事業

平成27年度実績 安芸高田市以外 水道事業	固定負債 企業債 ① (千円)	流動負債 企業債 ② (千円)	企業債 残高 ③ (千円)	給水人口 ④ (人)	給水人口 一人当たり 企業債残高 (千円/人)
広島市	70,774,190	5,707,180	76,481,370	1,225,237	62.4
呉市	16,298,007	1,051,667	17,349,674	222,017	78.1
竹原市	607,893	104,475	712,368	26,760	26.6
三原市	10,018,085	661,438	10,679,523	84,020	127.1
尾道市	4,782,714	277,408	5,060,122	132,514	38.2
福山市	38,346,295	2,573,070	40,919,365	450,192	90.9
府中市	2,069,072	111,746	2,180,818	26,446	82.5
三次市	5,769,317	463,798	6,233,115	36,380	171.3
庄原市	2,784,072	298,444	3,082,516	21,730	141.9
大竹市	663,436	43,548	706,984	27,228	26.0
東広島市	5,301,123	452,850	5,753,973	152,773	37.7
廿日市市	874,200		874,200	100,692	8.7
江田島市	1,253,514	143,172	1,396,686	23,666	59.0
海田町	751,420	63,894	815,314	28,980	28.1
熊野町			0	21,537	0.0
世羅町	2,471,914	249,630	2,721,544	8,422	323.1
北広島町	465,408	36,208	501,616	4,672	107.4
安芸高田市(上水)	1,230,234	63,064	1,293,298	13,085	98.8
安芸高田市(簡水)			3,378,474	9,370	360.6
			安芸高田市(上水+簡水)		208.1

①：1年後以降に返済の必要がある企業債

②：1年以内に返済の必要がある企業債

③：平成27年度末の企業債残高(①+②)

④：平成27年度の給水人口

給水人口一人当たり企業債残高=③/④

2 第2回審議会の補足説明

補足①：企業債残高の状況

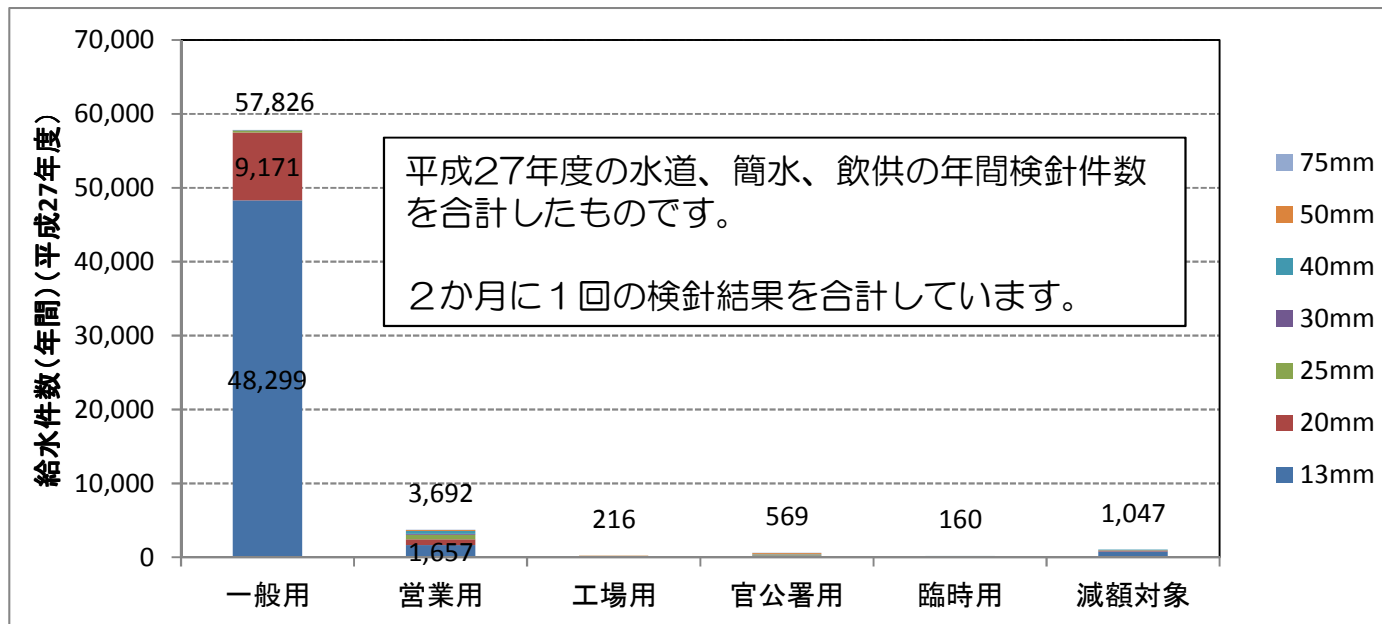
(2) 下水道事業

平成27年度 安芸高田市以外 公共下水道事業	処理区域内口	地方債残高	処理区域内人口1人 あたり地方債残高
	① 人	② 千円	③=②÷① 千円/人
広島市	1,112,900	455,176,100	409
呉市	194,775	38,760,225	199
福山市	334,336	97,626,112	292
東広島市	77,259	27,658,722	358
府中町	47,439	8,776,215	185
大竹市	26,249	2,861,141	109
尾道市	13,165	9,373,480	712
廿日市市	47,283	20,757,237	439
海田町	28,805	8,468,670	294
坂町	12,881	4,121,920	320
三原市	41,003	20,009,464	488
三次市	16,474	8,434,688	512
熊野町	22,194	5,481,918	247
府中市	13,597	8,035,827	591
庄原市	11,673	4,295,664	368
竹原市	3,832	5,253,672	1,371
江田島市	4,596	1,672,944	364
北広島町	3,447	1,744,182	506
世羅町	1,110	1,117,770	1,007
安芸高田市 (公共)	4,339	2,008,957	463
安芸高田市 (公共以外)	25,605	5,553,991	217
		安芸高田市全体	253

2 第2回審議会の補足説明

補足②：用途別・口径別の使用水量の状況

(1) 水道事業



※用途別の区分について
 【安芸高田市水道事業給水条例より】
 一般用とは、主として一般家庭の日常生活に使用するものをいう。
 営業用とは、料理店、飲食店、官公署、工場及び娯楽場等の用に使用するもので、一般用以外のもの並びに一般用として併用して使用するもので市長が認めたものをいう。
 臨時用とは、各種工事その他一時的に水を使用するものをいう。

減額対象とは、地域集会所で使用する場です。

口径別	一般用	営業用	工場用	官公署用	臨時用	減額対象	合計	割合
13mm	48,299	1,657	108	114	69	789	51,036	80.4%
20mm	9,171	770	42	84	87	168	10,322	16.3%
25mm	284	623	6	93	0	54	1,060	1.7%
30mm	30	120	0	24	0	0	174	0.3%
40mm	42	371	24	132	4	36	609	1.0%
50mm	0	139	36	114	0	0	289	0.5%
75mm	0	12	0	8	0	0	20	0.0%
合計	57,826	3,692	216	569	160	1,047	63,510	100.0%
割合	91.1%	5.8%	0.3%	0.9%	0.3%	1.6%	100.0%	—

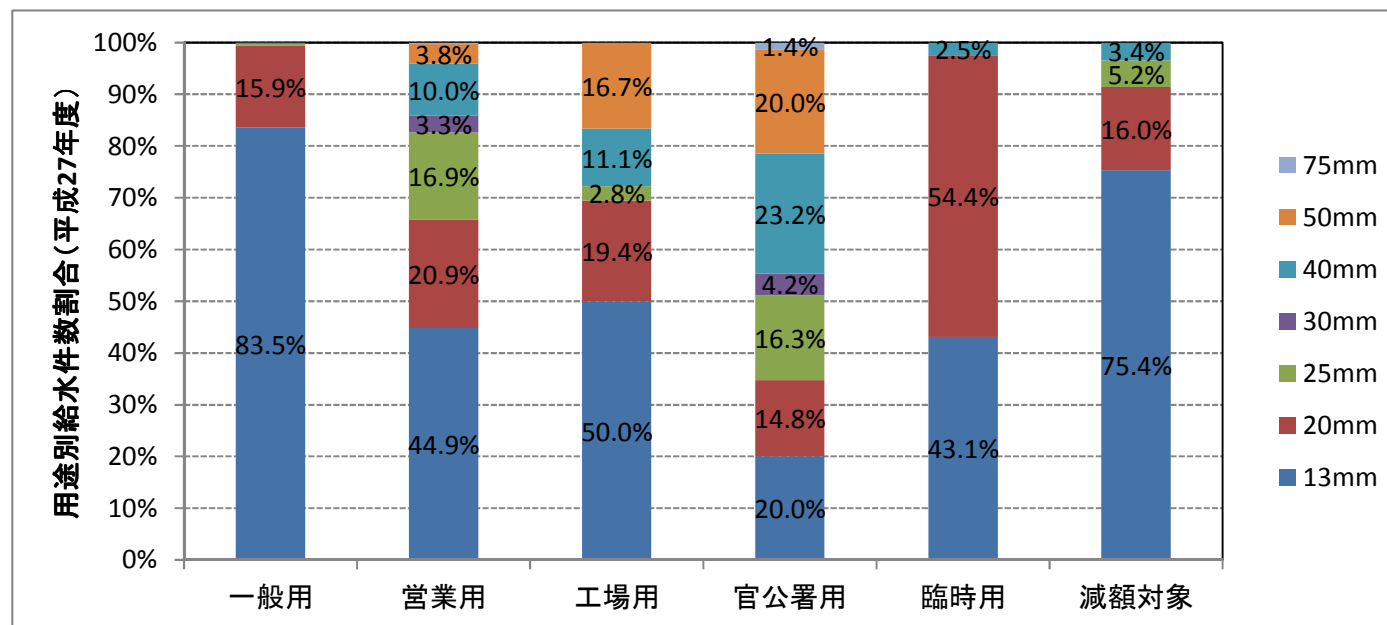
←約80%が13mmです

↑約90%が一般用です

2 第2回審議会の補足説明

補足②：用途別・口径別の使用水量の状況

(1) 水道事業



合計

用途別給水件数割合 (%)

口径別	一般用	営業用	工場用	官公署用	臨時用	減額対象
13mm	83.5%	44.9%	50.0%	20.0%	43.1%	75.4%
20mm	15.9%	20.9%	19.4%	14.8%	54.4%	16.0%
25mm	0.5%	16.9%	2.8%	16.3%	0.0%	5.2%
30mm	0.1%	3.3%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%
40mm	0.1%	10.0%	11.1%	23.2%	2.5%	3.4%
50mm	0.0%	3.8%	16.7%	20.0%	0.0%	0.0%
75mm	0.0%	0.3%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

各用途に占める口径の割合を示しています。

一般用であれば、83.5%が13mm
15.9%が20mm

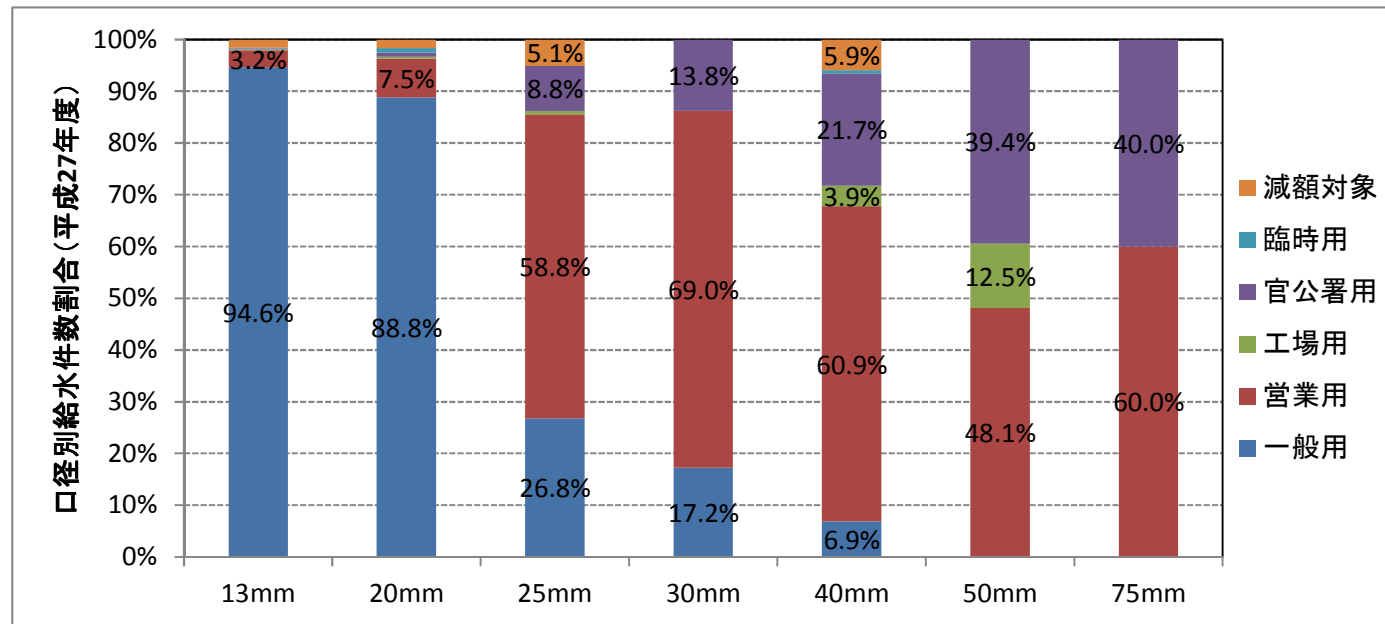
営業用であれば、44.9%が13mm
20.9%が20mm

となります。

2 第2回審議会の補足説明

補足②：用途別・口径別の使用水量の状況

(1) 水道事業



合計

口径別給水件数割合 (%)

口径別	一般用	営業用	工場用	官公署用	臨時用	減額対象	合計
13mm	94.6%	3.2%	0.2%	0.2%	0.1%	1.5%	100.0%
20mm	88.8%	7.5%	0.4%	0.8%	0.8%	1.6%	100.0%
25mm	26.8%	58.8%	0.6%	8.8%	0.0%	5.1%	100.0%
30mm	17.2%	69.0%	0.0%	13.8%	0.0%	0.0%	100.0%
40mm	6.9%	60.9%	3.9%	21.7%	0.7%	5.9%	100.0%
50mm	0.0%	48.1%	12.5%	39.4%	0.0%	0.0%	100.0%
75mm	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%

各口径に占める用途の割合を示しています。

13mmであれば、94.6%が一般用
3.2%が営業用

20mmであれば、88.8%が一般用
7.5%が営業用

となります。

2 第2回審議会の補足説明

補足②：用途別・口径別の使用水量の状況

(1) 水道事業

水量別	合計						給水件数 (件/年)	
	一般用	営業用	工場用	官公署用	臨時用	減額対象	合計	
0～9	13,897	1,130	58	228	138	987	16,438	
10～19	10,019	462	7	61	10	36	10,595	
20～29	9,719	385	20	20	2	12	10,158	
30～39	8,820	272	18	20	4	1	9,135	
40～49	6,351	222	16	15	0	0	6,604	
50～99	8,349	505	29	81	2	7	8,973	
100～199	574	375	21	62	4	1	1,037	
200～499	79	220	14	41	0	3	357	
500～	18	121	33	41	0	0	213	
合計	57,826	3,692	216	569	160	1,047	63,510	
年間水量	1,650,297	343,512	57,327	70,674	1,320	3,841	2,126,971	
1件当たり 平均水量 (m ³)	28.5	93.0	265.4	124.2	8.3	3.7	33.5	

※平均水量は2ヵ月分の水量

※1件当たり平均水量は、年間水量を給水件数で割った水量

※黄着色は、1件当たり平均水量が該当する水量区画を示す

2 第2回審議会の補足説明

補足②：用途別・口径別の使用水量の状況

(1) 水道事業

水量別	給水件数 (件/年)							合計
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	
0～9	14,103	1,965	273	18	64	14	1	16,438
10～19	8,894	1,449	158	34	53	4	3	10,595
20～29	8,484	1,494	92	27	52	9	0	10,158
30～39	7,206	1,833	45	13	30	7	1	9,135
40～49	5,057	1,438	64	8	29	7	1	6,604
50～99	6,735	1,875	189	29	99	46	0	8,973
100～199	498	215	144	27	92	59	2	1,037
200～499	55	46	66	10	110	68	2	357
500～	4	7	29	8	80	75	10	213
合計	51,036	10,322	1,060	174	609	289	20	63,510
年間水量	1,356,669	359,214	88,162	22,802	145,319	136,939	17,866	2,126,971
1件当たり 平均水量 (m ³)	26.6	34.8	83.2	131.0	238.6	473.8	893.3	33.5

※平均水量は2ヵ月分の水量

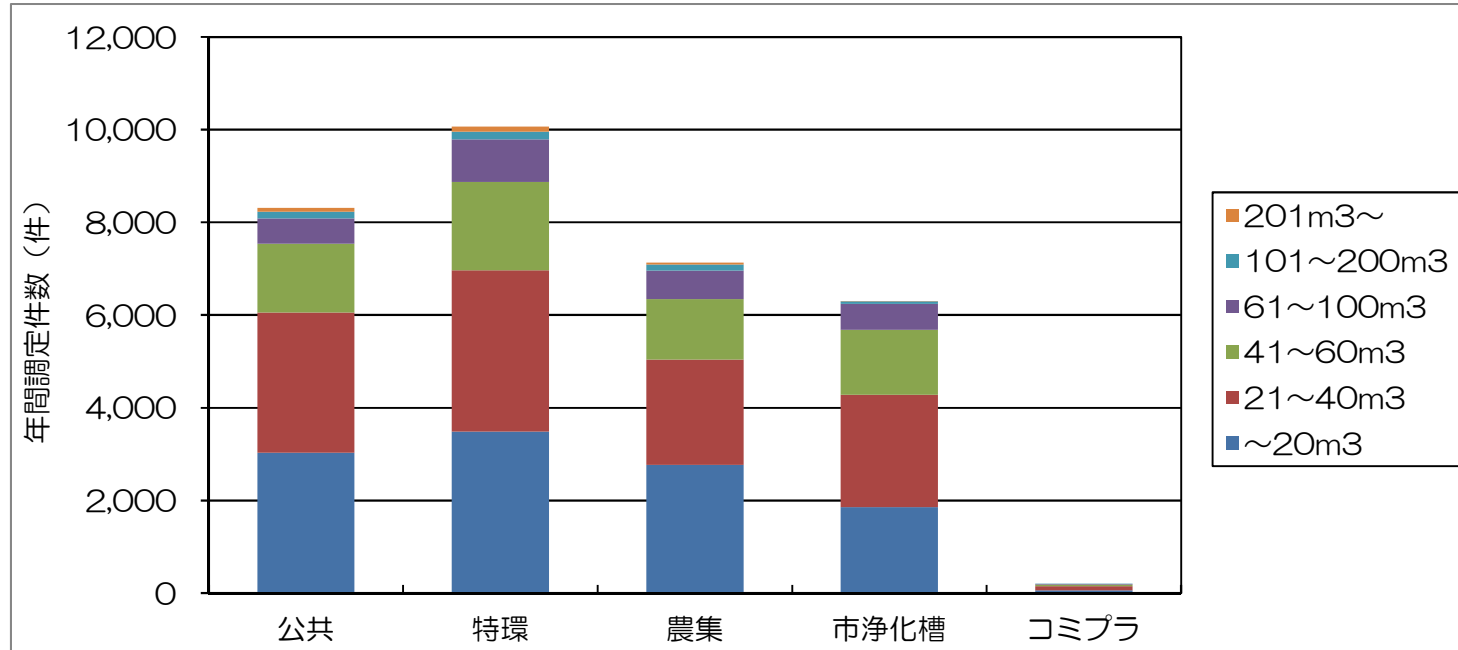
※1件当たり平均水量は、年間水量を給水件数で割った水量

※黄着色は、1件当たり平均水量が該当する水量区画を示す

2 第2回審議会の補足説明

補足②：水量区分別の使用状況

(2) 下水道事業（従量制）



年間調定件数

(件)

水量区分	公共	特環	農集	市浄化槽	コミプラ	合計	割合
~20m ³	3,034	3,486	2,762	1,854	54	11,190	34.9%
21~40m ³	3,025	3,486	2,278	2,427	90	11,306	35.3%
41~60m ³	1,481	1,904	1,306	1,404	40	6,135	19.2%
61~100m ³	542	921	619	556	12	2,650	8.3%
101~200m ³	153	163	123	51	6	496	1.5%
201m ³ ~	78	109	45	11	-	243	0.8%
合計	8,313	10,069	7,133	6,303	202	32,020	100.0%
割合	26.0%	31.4%	22.3%	19.7%	0.6%	100.0%	-

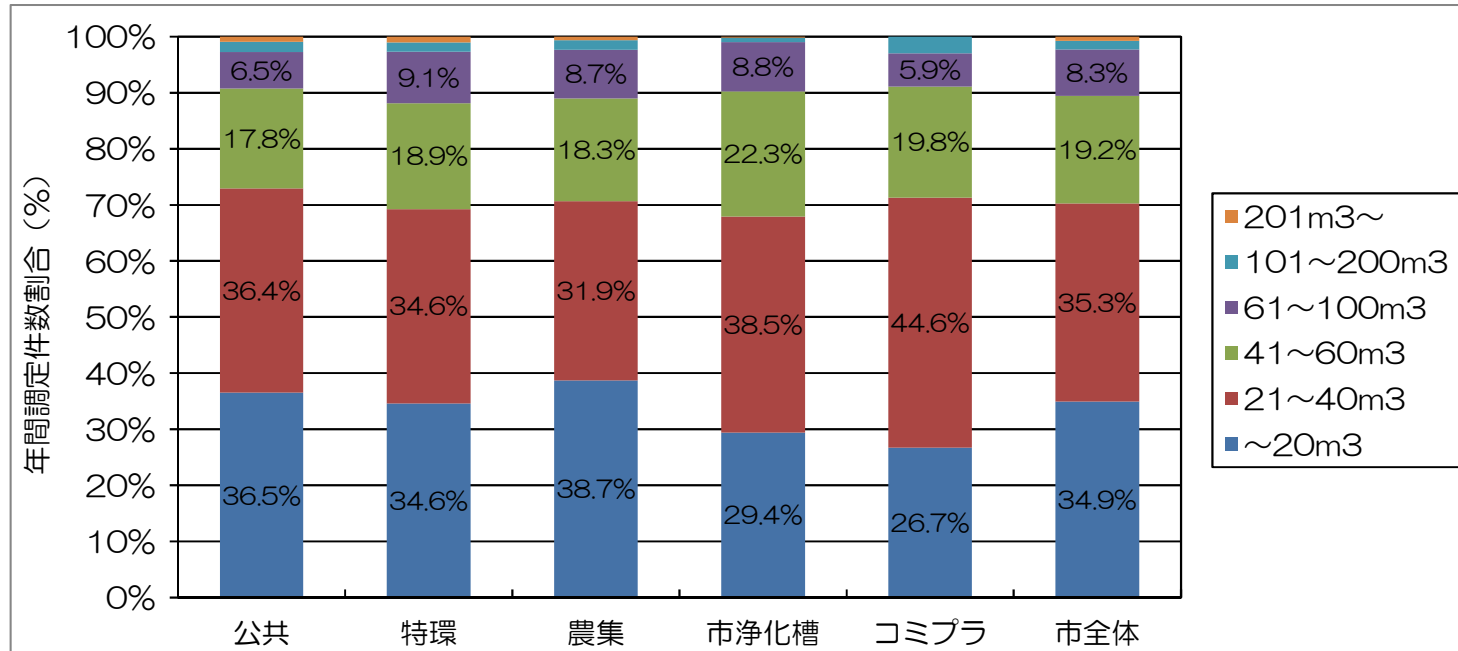
※平成27年度の下水道事業全体の年間検針件数を合計したものです。

2か月に1回の検針結果を合計しています。

2 第2回審議会の補足説明

補足②：水量区分別の使用状況

(2) 下水道事業（従量制）



年間調定件数割合

水量区分	公共	特環	農集	市浄化槽	コミプラ	市全体
~20m ³	36.5%	34.6%	38.7%	29.4%	26.7%	34.9%
21~40m ³	36.4%	34.6%	31.9%	38.5%	44.6%	35.3%
41~60m ³	17.8%	18.9%	18.3%	22.3%	19.8%	19.2%
61~100m ³	6.5%	9.1%	8.7%	8.8%	5.9%	8.3%
101~200m ³	1.8%	1.6%	1.7%	0.8%	3.0%	1.5%
201m ³ ~	0.9%	1.1%	0.6%	0.2%	0.0%	0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

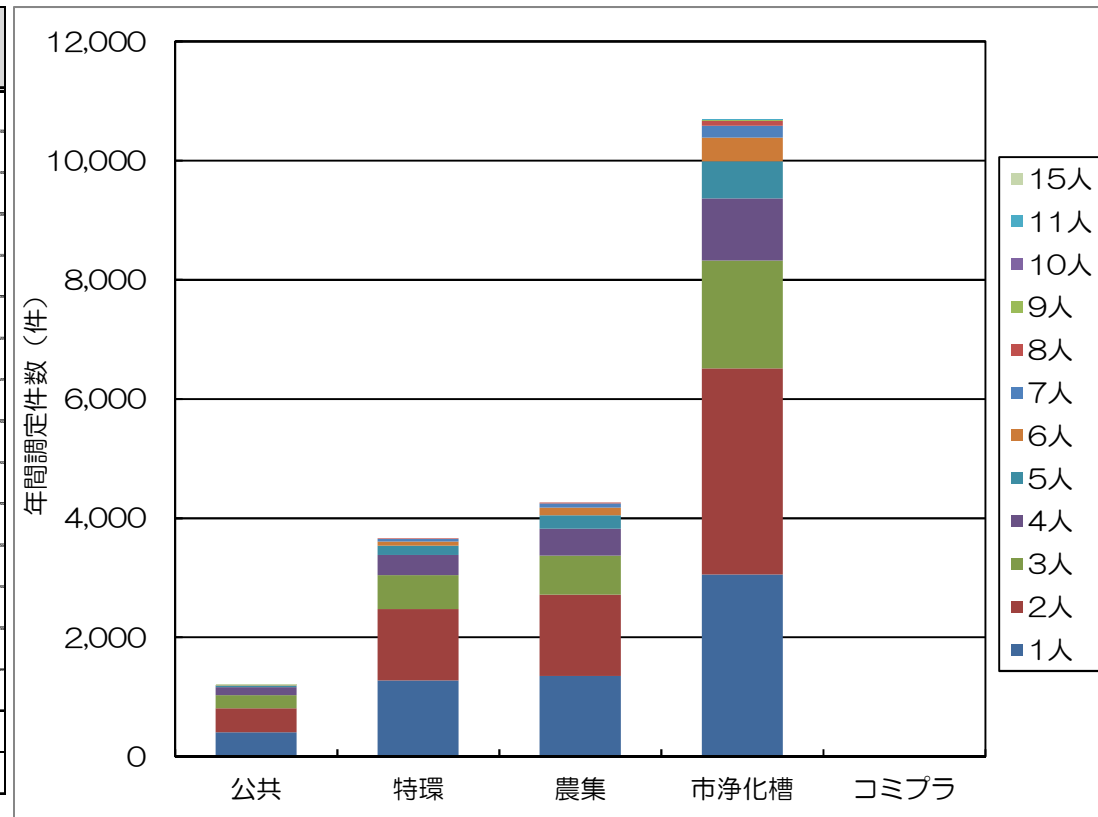
※平成27年度の下水道事業全体の年間検針件数を合計したものです。
2か月に1回の検針結果を合計しています。

2 第2回審議会の補足説明

補足②：世帯人数別の使用状況

(2) 下水道事業（人数制）

世帯人数	年間調定件数（件）						割合
	公共	特環	農集	市浄化槽	コミプラ	合計	
1人	408	1,281	1,357	3,057	-	6,103	30.8%
2人	403	1,194	1,362	3,454	12	6,425	32.4%
3人	222	570	652	1,813	-	3,257	16.4%
4人	131	337	455	1,041	-	1,964	9.9%
5人	30	161	225	621	-	1,037	5.2%
6人	6	67	123	401	-	597	3.0%
7人	-	39	72	198	-	309	1.6%
8人	-	12	18	78	-	108	0.5%
9人	2	-	-	20	-	22	0.1%
10人	-	-	-	4	-	4	0.0%
11人	-	-	-	6	-	6	0.0%
12人	-	-	-	-	-	-	0.0%
13人	-	-	-	-	-	-	0.0%
14人	-	-	-	-	-	-	0.0%
15人	1	-	-	-	-	1	0.0%
合計	1,203	3,661	4,264	10,693	12	19,833	100.0%
割合	6.1%	18.5%	21.5%	53.9%	0.1%	100.0%	-



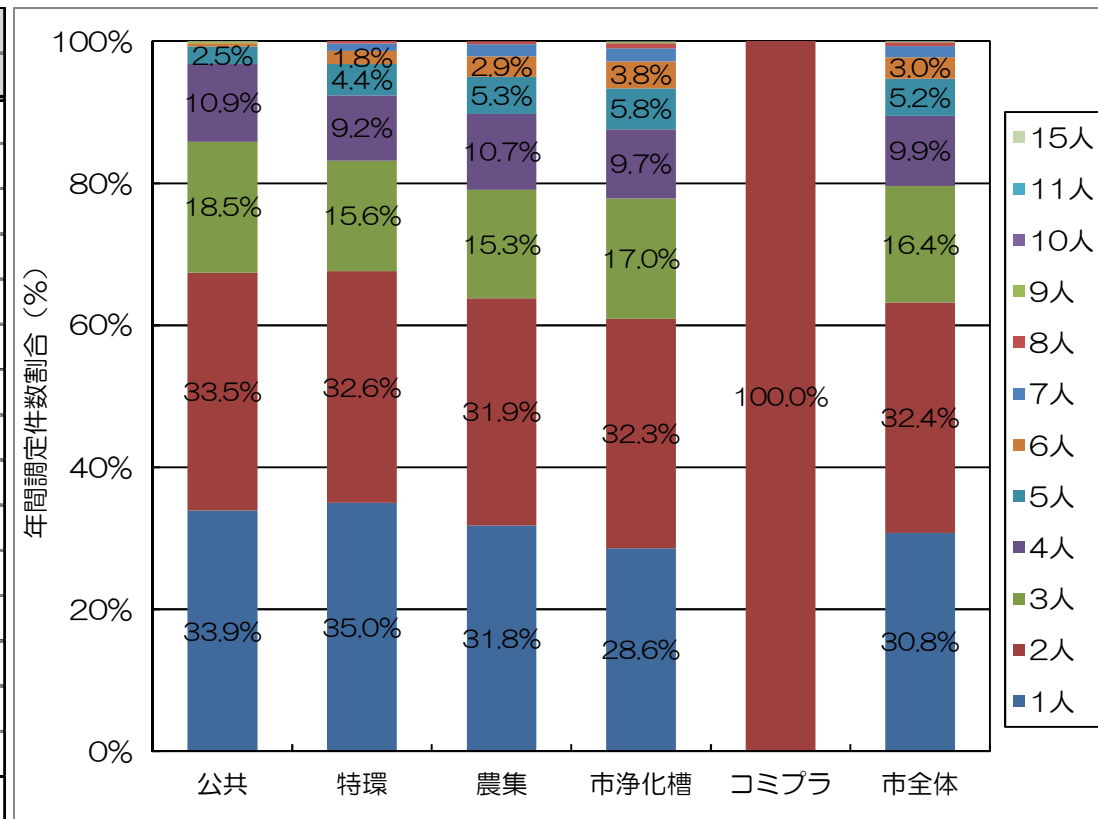
※平成27年度の下水道事業全体の年間調定件数を合計したものです。
2か月に1回の調定件数を合計しています。

2 第2回審議会の補足説明

補足②：世帯人数別の使用状況

(2) 下水道事業（人数制）

世帯人数	年間調定件数割合 (%)					
	公共	特環	農集	市浄化槽	コミプラ	市全体
1人	33.9%	35.0%	31.8%	28.6%	0.0%	30.8%
2人	33.5%	32.6%	31.9%	32.3%	100.0%	32.4%
3人	18.5%	15.6%	15.3%	17.0%	0.0%	16.4%
4人	10.9%	9.2%	10.7%	9.7%	0.0%	9.9%
5人	2.5%	4.4%	5.3%	5.8%	0.0%	5.2%
6人	0.5%	1.8%	2.9%	3.8%	0.0%	3.0%
7人	0.0%	1.1%	1.7%	1.9%	0.0%	1.6%
8人	0.0%	0.3%	0.4%	0.7%	0.0%	0.5%
9人	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%
10人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11人	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
12人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15人	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



2 第2回審議会の補足説明

補足②：水量区分別の使用状況

(2) 下水道事業

調定件数（件/年）

水量区分	公共	特環	農集	市浄化槽	コミプラ	合計
～20m ³	3,034	3,486	2,762	1,854	54	11,190
21～40m ³	3,025	3,486	2,278	2,427	90	11,306
41～60m ³	1,481	1,904	1,306	1,404	40	6,135
61～100m ³	542	921	619	556	12	2,650
101～200m ³	153	163	123	51	6	496
201m ³ ～	78	109	45	11	-	243
調定件数合計	8,313	10,069	7,133	6,303	202	32,020
年間有収水量(m ³)	286,193	404,243	236,375	213,742	6,746	1,147,299
1件当たり 平均水量(m ³)	34.4	40.1	33.1	33.9	33.4	35.8

※平均水量は2ヵ月分の水量

※1件当たり平均水量は、年間水量を調定件数で割った水量

※黄着色は、1件当たり平均水量が該当する水量区分を示す

3 水道料金の現在の料金体系と課題

(1) 現在の水道料金

・水道事業

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	160円
25mm	190円
30mm	430円
40mm	540円
50mm	1,010円
75mm以上	1,200円

■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	一般用 (家庭用)	8m ³	1,000円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
	業務用 (営業用) (官公署用) (工場用)	10m ³	1,900円	11m ³ を超え30m ³ まで	210円
				31m ³ を超え100m ³ まで	230円
				101m ³ を超え500m ³ まで	250円
				501m ³ を超えるもの	230円
臨時	臨時用	10m ³	1,900円	11m ³ を超えるもの	250円

※使用料は税抜額で1箇月分を表示

一般用・・・主として一般家庭の日常生活に使用するもの。

業務用・・・料理店、飲食店、官公署、工場及び娯楽場の用に使用するもの。

臨時用・・・工事その他の理由により一時的に使用するもの。(6ヵ月以内の期間)

※地域集会所は減額対象施設として一般用の基本料金を半額にした料金体系を適用しています。

<家庭で1箇月に20m³使用した場合(口径13mm)>

水道料金=120円(メーター使用料)+1,000円(基本水量8m³)

+160円(超過料金)×7m³(超過水量)

+170円(超過料金)×5m³(超過水量)=3,090円(税抜)

3 水道料金の現在の料金体系と課題

(2) 現在の水道料金の課題

• 水道事業

料金体系

用途別料金体系

→ 一般用と業務用の区分が明確ではない

→ 料金水準を比較すると「一般用」より「業務用」が高い

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	160円
25mm	190円
30mm	430円
40mm	540円
50mm	1,010円
75mm以上	1,200円

【一般用と業務用の水道料金比較】

使用水量10m³の場合 (メーター口径13mm)

一般用 120円 + 1,000円 + 2m³ × 160円 = 1,440円

業務用 120円 + 1,900円 = 2,020円

580円の差

使用水量20m³の場合 (メーター口径13mm)

一般用 120円 + 1,000円 + 7m³ × 160円 + 5m³ × 170円 = 3,090円

業務用 120円 + 1,900円 + 10m³ × 210円 = 4,120円

1,030円の差

■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	一般用	8m ³	1,000円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
	業務用 (営業用) (官公署用) (工場用)	10m ³	1,900円	11m ³ を超え30m ³ まで	210円
				31m ³ を超え100m ³ まで	230円
				101m ³ を超え500m ³ まで	250円
				501m ³ を超えるもの	230円
	減額対象施設	8m ³	500円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
臨時	臨時用	10m ³	1,900円	11m ³ を超えるもの	250円

用途別の区分について

安芸高田市水道事業給水条例より

一般用とは、主として一般家庭の日常生活に使用するものをいう。

業務用とは、料理店、飲食店、官公署、工場及び娯楽場等の用に使用するもので、一般用以外のもの並びに一般用として併用して使用するもので市長が認めたものをいう。

臨時用とは、各種工場その他一時的に水を使用するものをいう。

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

3 水道料金の現在の料金体系と課題

(2) 現在の水道料金の課題

- 水道事業

【課題】

- 一般用と業務用の区分が明確ではない
- 料金水準を比較すると「一般用」より「業務用」が高い



【課題の解消方針】

用途別料金体系を廃止し、全ての用途で同一となる料金体系や口径別の料金体系とする。

一般用
業務用
減額対象施設
臨時用

共通
全て同じ料金体系

4 今後の水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

- 水道事業

料金体系（主な変更点）

用途別料金体系を廃止し、全ての用途で同一となる料金体系や口径別の料金体系とする。

➤ 新料金体系に変更します。3ケースで検討します。

【現行】

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	160円
25mm	190円
30mm	430円
40mm	540円
50mm	1,010円
75mm以上	1,200円

現在の料金体系

【料金体系統一】

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	160円
25mm	190円
30mm	430円
40mm	540円
50mm	1,010円
75mm以上	1,200円

主な変更点

- ① 基本水量、基本料金は、一般用を基本としています。
- ② 超過料金は、30m³までは一般用、31m³以上は業務用を基本としています。
- ③ 超過料金の区分は、下水道区分と統一します。

■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	一般用	8m ³	1,000円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
	業務用 (営業用) (官公署用) (工場用)	10m ³	1,900円	11m ³ を超え30m ³ まで	210円
				31m ³ を超え100m ³ まで	230円
				101m ³ を超え500m ³ まで	250円
				501m ³ を超えるもの	230円
	減額対象施設	8m ³	500円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
臨時	臨時用	10m ³	1,900円	11m ³ を超えるもの	250円

■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	共通	8m ³	1,000円	9m ³ を超え20m ³ まで	165円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超え50m ³ まで	190円
				51m ³ を超え100m ³ まで	230円
				101m ³ を超え500m ³ まで	250円
				501m ³ を超えるもの	230円

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

この料金体系を基本とし、料金改定率が20%となる水準を新料金体系とします。

4 今後の水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

- 水道事業
料金体系 (料金改定率20%となる水準)

【ケース1】

メーター使用料、基本料金を20%UPとし、料金改定率が20%UPとなる水準に超過料金を調整。
超過料金は、25%UPです。

【現行】

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	160円
25mm	190円
30mm	430円
40mm	540円
50mm	1,010円
75mm以上	1,200円

現在の料金体系

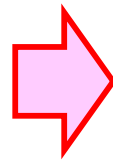
【ケース1】

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	150円
20mm	200円
25mm	230円
30mm	520円
40mm	650円
50mm	1,220円
75mm以上	1,440円

新料金体系 (ケース1)

使用目的に関係なく同じ料金になります。



■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	一般用	8m ³	1,000円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
	業務用 (営業用) (官公署用) (工場用)	10m ³	1,900円	11m ³ を超え30m ³ まで	210円
				31m ³ を超え100m ³ まで	230円
				101m ³ を超え500m ³ まで	250円
				501m ³ を超えるもの	230円
	減額対象施設	8m ³	500円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
臨時	臨時用	10m ³	1,900円	11m ³ を超えるもの	250円

■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	共通	8m ³	1,200円	9m ³ を超え20m ³ まで	210円
				21m ³ を超え30m ³ まで	230円
				31m ³ を超え50m ³ まで	240円
				51m ³ を超え100m ³ まで	290円
				101m ³ を超え500m ³ まで	310円
				501m ³ を超えるもの	290円

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

メーター使用料及び基本料金は、20%UPした金額を10円単位に切り上げしています。
超過料金は、25%UPした金額を10円単位に四捨五入しています。

4 今後の水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

- 水道事業
料金体系 (料金改定率20%となる水準)

【ケース2】

メーター使用料を基本料金に含め、それぞれ20%UPとし、基本料金には口径別の断面積を考慮し、料金改定率が20%UPとなる水準に超過料金を調整。超過料金は、19%UPです

【現行】

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	160円
25mm	190円
30mm	430円
40mm	540円
50mm	1,010円
75mm以上	1,200円

現在の料金体系

【ケース2】

■メーター使用料(1箇月)

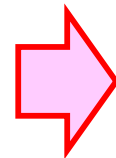
量水器口径	使用料
-	-

新料金体系 (ケース2)

口径が大きいほど、短時間で大量の水道を使用することができ利便性が高くなります。利便性を考慮した口径別の料金体系です。

■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	一般用	8m ³	1,000円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
	業務用 (営業用) (官公署用) (工場用)	10m ³	1,900円	11m ³ を超え30m ³ まで	210円
				31m ³ を超え100m ³ まで	230円
				101m ³ を超え500m ³ まで	250円
				501m ³ を超えるもの	230円
	減額対象施設	8m ³	500円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
臨時	臨時用	10m ³	1,900円	11m ³ を超えるもの	250円



■用途別使用料(1箇月)

種別	口径	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	13mm	8m ³	1,350円	9m ³ を超え20m ³ まで	200円
	20mm		1,400円	21m ³ を超え30m ³ まで	210円
	25mm		2,150円	31m ³ を超え50m ³ まで	230円
	30mm		3,220円	51m ³ を超え100m ³ まで	270円
	40mm		5,450円	101m ³ を超え500m ³ まで	300円
	50mm		8,720円	501m ³ を超えるもの	270円
	75mm		18,360円		

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

口径mm	断面積 (mm ²)	断面積比	② 基本料金 20%UP(円)	③ ①×② (円)	④ メーター使用料 20%UP(円)	③+④ 合計 (円)	新基本料金 (円)
13	0.000133		1,200	1,200	144	1,344	1,350
20	0.000314	1.0	1,200	1,200	192	1,392	1,400
25	0.000491	1.6	1,200	1,920	228	2,148	2,150
30	0.000707	2.25	1,200	2,700	516	3,216	3,220
40	0.001257	4.0	1,200	4,800	648	5,448	5,450
50	0.001963	6.25	1,200	7,500	1,212	8,712	8,720
75	0.004418	14.1	1,200	16,920	1,440	18,360	18,360

新基本料金は、20%UPした金額を10円単位に切り上げています。超過料金は、19%UPした金額を10円単位に四捨五入しています。

4 今後の水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

- 水道事業
料金体系 (料金改定率20%となる水準)

【ケース3】

メーター使用料を基本料金に含め、それぞれ25%UPとし、基本料金には口径別の断面積を考慮し、料金改定率が20%UPとなる水準に超過料金を調整。超過料金は、16%UPです。

【現行】

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
13mm	120円
20mm	160円
25mm	190円
30mm	430円
40mm	540円
50mm	1,010円
75mm以上	1,200円

現在の料金体系

【ケース3】

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
-	-

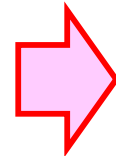
新料金体系 (ケース3)

口径が大きいほど、値上げ金額が大きくなり
地場産業への悪影響が懸念されます。
大口需要者を考慮した料金体系です。

※メーター使用料は、基本料金に含む

■用途別使用料(1箇月)

種別	用途	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	一般用	8m ³	1,000円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
	業務用 (営業用) (官公署用) (工場用)	10m ³	1,900円	11m ³ を超え30m ³ まで	210円
				31m ³ を超え100m ³ まで	230円
				101m ³ を超え500m ³ まで	250円
				501m ³ を超えるもの	230円
	減額対象施設	8m ³	500円	9m ³ を超え15m ³ まで	160円
				16m ³ を超え20m ³ まで	170円
				21m ³ を超え30m ³ まで	180円
				31m ³ を超えるもの	190円
臨時	臨時用	10m ³	1,900円	11m ³ を超えるもの	250円



■用途別使用料(1箇月)

種別	口径	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	13mm	8m ³	1,400円	9m ³ を超え20m ³ まで	190円
	20mm		1,450円	21m ³ を超え30m ³ まで	210円
	25mm		2,240円	31m ³ を超え50m ³ まで	220円
	30mm		3,350円	51m ³ を超え100m ³ まで	270円
	40mm		5,680円	101m ³ を超え500m ³ まで	290円
	50mm		9,080円	501m ³ を超えるもの	270円
	75mm		19,130円		

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示




口径mm	断面積 (mm ²)	断面積比	② 基本料金 25%UP(円)	③ ①×② (円)	④ メーター使用料 25%UP(円)	③+④ 合計 (円)	新基本料金 (円)
13	0.000133		1,250	1,250	150	1,400	1,400
20	0.000314	1.0	1,250	1,250	200	1,450	1,450
25	0.000491	1.6	1,250	2,000	238	2,238	2,240
30	0.000707	2.25	1,250	2,813	538	3,350	3,350
40	0.001257	4.0	1,250	5,000	675	5,675	5,680
50	0.001963	6.25	1,250	7,813	1,263	9,075	9,080
75	0.004418	14.1	1,250	17,625	1,500	19,125	19,130

新基本料金は、25%UPした金額を10円単位に切り上げています。
超過料金は、16%UPした金額を10円単位に四捨五入しています。

4 今後の水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

• 水道事業 料金体系のまとめ

ケース	料金体系	特徴
現行の料金体系	メーター使用料別 用途別料金体系	一般用と業務用の区分が明確ではない。
		水道料金は「一般用<業務用」となっている。
		
ケース1	メーター使用料別 単一料金体系	使用目的に関係なく同じ料金体系
		一般用の料金改定額が業務用に比べ大きくなる。
		
ケース2	口径別料金体系	一般用は小口径、業務用は大口径が一般的のため、 口径別に基本料金を設定し口径が大きいほど負担増となる料金体系
		大口径で使用水量が多いほど料金改定額が大きくなる。
		
ケース3	口径別料金体系	大口径で使用水量が多い使用者の負担を減らすため、 超過料金の改定率を抑えた料金体系

4 今後の水道料金

(2) 料金体系前後の比較

・水道事業

現行料金体系（一般用）とケース1の比較

【現行の料金体系（一般用）】 現行料金

一般用	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,440	3,090	4,890	6,790	8,690	18,190	37,190	94,190	189,190
20mm	1,480	3,130	4,930	6,830	8,730	18,230	37,230	94,230	189,230
25mm	1,510	3,160	4,960	6,860	8,760	18,260	37,260	94,260	189,260
30mm	1,750	3,400	5,200	7,100	9,000	18,500	37,500	94,500	189,500
40mm	1,860	3,510	5,310	7,210	9,110	18,610	37,610	94,610	189,610
50mm	2,330	3,980	5,780	7,680	9,580	19,080	38,080	95,080	190,080
75mm	2,520	4,170	5,970	7,870	9,770	19,270	38,270	95,270	190,270

【ケース1（共通）】で改定後の料金

共通	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,770	3,870	6,170	8,570	10,970	25,470	56,470	149,470	294,470
20mm	1,820	3,920	6,220	8,620	11,020	25,520	56,520	149,520	294,520
25mm	1,850	3,950	6,250	8,650	11,050	25,550	56,550	149,550	294,550
30mm	2,140	4,240	6,540	8,940	11,340	25,840	56,840	149,840	294,840
40mm	2,270	4,370	6,670	9,070	11,470	25,970	56,970	149,970	294,970
50mm	2,840	4,940	7,240	9,640	12,040	26,540	57,540	150,540	295,540
75mm	3,060	5,160	7,460	9,860	12,260	26,760	57,760	150,760	295,760

(改定額)

増減	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	330	780	1,280	1,780	2,280	7,280	19,280	55,280	105,280
20mm	340	790	1,290	1,790	2,290	7,290	19,290	55,290	105,290
25mm	340	790	1,290	1,790	2,290	7,290	19,290	55,290	105,290
30mm	390	840	1,340	1,840	2,340	7,340	19,340	55,340	105,340
40mm	410	860	1,360	1,860	2,360	7,360	19,360	55,360	105,360
50mm	510	960	1,460	1,960	2,460	7,460	19,460	55,460	105,460
75mm	540	990	1,490	1,990	2,490	7,490	19,490	55,490	105,490

(改定率)

増減率	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	22.9%	25.2%	26.2%	26.2%	26.2%	40.0%	51.8%	58.7%	55.6%
20mm	23.0%	25.2%	26.2%	26.2%	26.2%	40.0%	51.8%	58.7%	55.6%
25mm	22.5%	25.0%	26.0%	26.1%	26.1%	39.9%	51.8%	58.7%	55.6%
30mm	22.3%	24.7%	25.8%	25.9%	26.0%	39.7%	51.6%	58.6%	55.6%
40mm	22.0%	24.5%	25.6%	25.8%	25.9%	39.5%	51.5%	58.5%	55.6%
50mm	21.9%	24.1%	25.3%	25.5%	25.7%	39.1%	51.1%	58.3%	55.5%
75mm	21.4%	23.7%	25.0%	25.3%	25.5%	38.9%	50.9%	58.2%	55.4%

※水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

4 今後の水道料金

(2) 料金体系前後の比較

・水道事業

現行料金体系（業務用）とケース1の比較

【現行の料金体系（業務用）】 現行料金

業務用	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	2,020	4,120	6,220	8,520	10,820	22,320	47,320	122,320	237,320
20mm	2,060	4,160	6,260	8,560	10,860	22,360	47,360	122,360	237,360
25mm	2,090	4,190	6,290	8,590	10,890	22,390	47,390	122,390	237,390
30mm	2,330	4,430	6,530	8,830	11,130	22,630	47,630	122,630	237,630
40mm	2,440	4,540	6,640	8,940	11,240	22,740	47,740	122,740	237,740
50mm	2,910	5,010	7,110	9,410	11,710	23,210	48,210	123,210	238,210
75mm	3,100	5,200	7,300	9,600	11,900	23,400	48,400	123,400	238,400

【ケース1（共通）】で改定後の料金

共通	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,770	3,870	6,170	8,570	10,970	25,470	56,470	149,470	294,470
20mm	1,820	3,920	6,220	8,620	11,020	25,520	56,520	149,520	294,520
25mm	1,850	3,950	6,250	8,650	11,050	25,550	56,550	149,550	294,550
30mm	2,140	4,240	6,540	8,940	11,340	25,840	56,840	149,840	294,840
40mm	2,270	4,370	6,670	9,070	11,470	25,970	56,970	149,970	294,970
50mm	2,840	4,940	7,240	9,640	12,040	26,540	57,540	150,540	295,540
75mm	3,060	5,160	7,460	9,860	12,260	26,760	57,760	150,760	295,760

(改定額)

増減	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	-250	-250	-50	50	150	3,150	9,150	27,150	57,150
20mm	-240	-240	-40	60	160	3,160	9,160	27,160	57,160
25mm	-240	-240	-40	60	160	3,160	9,160	27,160	57,160
30mm	-190	-190	10	110	210	3,210	9,210	27,210	57,210
40mm	-170	-170	30	130	230	3,230	9,230	27,230	57,230
50mm	-70	-70	130	230	330	3,330	9,330	27,330	57,330
75mm	-40	-40	160	260	360	3,360	9,360	27,360	57,360

(改定率)

増減率	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	-12.4%	-6.1%	-0.8%	0.6%	1.4%	14.1%	19.3%	22.2%	24.1%
20mm	-11.7%	-5.8%	-0.6%	0.7%	1.5%	14.1%	19.3%	22.2%	24.1%
25mm	-11.5%	-5.7%	-0.6%	0.7%	1.5%	14.1%	19.3%	22.2%	24.1%
30mm	-8.2%	-4.3%	0.2%	1.2%	1.9%	14.2%	19.3%	22.2%	24.1%
40mm	-7.0%	-3.7%	0.5%	1.5%	2.0%	14.2%	19.3%	22.2%	24.1%
50mm	-2.4%	-1.4%	1.8%	2.4%	2.8%	14.3%	19.4%	22.2%	24.1%
75mm	-1.3%	-0.8%	2.2%	2.7%	3.0%	14.4%	19.3%	22.2%	24.1%

※水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

4 今後の水道料金

(2) 料金体系前後の比較

・水道事業

現行料金体系（一般用）とケース2の比較

【現行の料金体系（一般用）】 現行料金

一般用	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,440	3,090	4,890	6,790	8,690	18,190	37,190	94,190	189,190
20mm	1,480	3,130	4,930	6,830	8,730	18,230	37,230	94,230	189,230
25mm	1,510	3,160	4,960	6,860	8,760	18,260	37,260	94,260	189,260
30mm	1,750	3,400	5,200	7,100	9,000	18,500	37,500	94,500	189,500
40mm	1,860	3,510	5,310	7,210	9,110	18,610	37,610	94,610	189,610
50mm	2,330	3,980	5,780	7,680	9,580	19,080	38,080	95,080	190,080
75mm	2,520	4,170	5,970	7,870	9,770	19,270	38,270	95,270	190,270

【ケース2（共通）】で改定後の料金

共通	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,750	3,750	5,850	8,150	10,450	23,950	53,950	143,950	278,950
20mm	1,800	3,800	5,900	8,200	10,500	24,000	54,000	144,000	279,000
25mm	2,550	4,550	6,650	8,950	11,250	24,750	54,750	144,750	279,750
30mm	3,620	5,620	7,720	10,020	12,320	25,820	55,820	145,820	280,820
40mm	5,850	7,850	9,950	12,250	14,550	28,050	58,050	148,050	283,050
50mm	9,120	11,120	13,220	15,520	17,820	31,320	61,320	151,320	286,320
75mm	18,760	20,760	22,860	25,160	27,460	40,960	70,960	160,960	295,960

(改定額)

増減	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	310	660	960	1,360	1,760	5,760	16,760	49,760	89,760
20mm	320	670	970	1,370	1,770	5,770	16,770	49,770	89,770
25mm	1,040	1,390	1,690	2,090	2,490	6,490	17,490	50,490	90,490
30mm	1,870	2,220	2,520	2,920	3,320	7,320	18,320	51,320	91,320
40mm	3,990	4,340	4,640	5,040	5,440	9,440	20,440	53,440	93,440
50mm	6,790	7,140	7,440	7,840	8,240	12,240	23,240	56,240	96,240
75mm	16,240	16,590	16,890	17,290	17,690	21,690	32,690	65,690	105,690

(改定率)

増減率	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	21.5%	21.4%	19.6%	20.0%	20.3%	31.7%	45.1%	52.8%	47.4%
20mm	21.6%	21.4%	19.7%	20.1%	20.3%	31.7%	45.0%	52.8%	47.4%
25mm	68.9%	44.0%	34.1%	30.5%	28.4%	35.5%	46.9%	53.6%	47.8%
30mm	106.9%	65.3%	48.5%	41.1%	36.9%	39.6%	48.9%	54.3%	48.2%
40mm	214.5%	123.6%	87.4%	69.9%	59.7%	50.7%	54.3%	56.5%	49.3%
50mm	291.4%	179.4%	128.7%	102.1%	86.0%	64.2%	61.0%	59.2%	50.6%
75mm	644.4%	397.8%	282.9%	219.7%	181.1%	112.6%	85.4%	69.0%	55.5%

※水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

4 今後の水道料金

(2) 料金体系前後の比較

・水道事業

現行料金体系（業務用）とケース2の比較

【現行の料金体系（業務用）】 現行料金

業務用	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	2,020	4,120	6,220	8,520	10,820	22,320	47,320	122,320	237,320
20mm	2,060	4,160	6,260	8,560	10,860	22,360	47,360	122,360	237,360
25mm	2,090	4,190	6,290	8,590	10,890	22,390	47,390	122,390	237,390
30mm	2,330	4,430	6,530	8,830	11,130	22,630	47,630	122,630	237,630
40mm	2,440	4,540	6,640	8,940	11,240	22,740	47,740	122,740	237,740
50mm	2,910	5,010	7,110	9,410	11,710	23,210	48,210	123,210	238,210
75mm	3,100	5,200	7,300	9,600	11,900	23,400	48,400	123,400	238,400

【ケース2（共通）】で改定後の料金

共通	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,750	3,750	5,850	8,150	10,450	23,950	53,950	143,950	278,950
20mm	1,800	3,800	5,900	8,200	10,500	24,000	54,000	144,000	279,000
25mm	2,550	4,550	6,650	8,950	11,250	24,750	54,750	144,750	279,750
30mm	3,620	5,620	7,720	10,020	12,320	25,820	55,820	145,820	280,820
40mm	5,850	7,850	9,950	12,250	14,550	28,050	58,050	148,050	283,050
50mm	9,120	11,120	13,220	15,520	17,820	31,320	61,320	151,320	286,320
75mm	18,760	20,760	22,860	25,160	27,460	40,960	70,960	160,960	295,960

(改定額)

増減	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	-270	-370	-370	-370	-370	1,630	6,630	21,630	41,630
20mm	-260	-360	-360	-360	-360	1,640	6,640	21,640	41,640
25mm	460	360	360	360	360	2,360	7,360	22,360	42,360
30mm	1,290	1,190	1,190	1,190	1,190	3,190	8,190	23,190	43,190
40mm	3,410	3,310	3,310	3,310	3,310	5,310	10,310	25,310	45,310
50mm	6,210	6,110	6,110	6,110	6,110	8,110	13,110	28,110	48,110
75mm	15,660	15,560	15,560	15,560	15,560	17,560	22,560	37,560	57,560

(改定率)

増減率	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	-13.4%	-9.0%	-5.9%	-4.3%	-3.4%	7.3%	14.0%	17.7%	17.5%
20mm	-12.6%	-8.7%	-5.8%	-4.2%	-3.3%	7.3%	14.0%	17.7%	17.5%
25mm	22.0%	8.6%	5.7%	4.2%	3.3%	10.5%	15.5%	18.3%	17.8%
30mm	55.4%	26.9%	18.2%	13.5%	10.7%	14.1%	17.2%	18.9%	18.2%
40mm	139.8%	72.9%	49.8%	37.0%	29.4%	23.4%	21.6%	20.6%	19.1%
50mm	213.4%	122.0%	85.9%	64.9%	52.2%	34.9%	27.2%	22.8%	20.2%
75mm	505.2%	299.2%	213.2%	162.1%	130.8%	75.0%	46.6%	30.4%	24.1%

※水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

4 今後の水道料金

(2) 料金体系前後の比較

・水道事業

現行料金体系（一般用）とケース3の比較

【現行の料金体系（一般用）】 現行料金

一般用	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,440	3,090	4,890	6,790	8,690	18,190	37,190	94,190	189,190
20mm	1,480	3,130	4,930	6,830	8,730	18,230	37,230	94,230	189,230
25mm	1,510	3,160	4,960	6,860	8,760	18,260	37,260	94,260	189,260
30mm	1,750	3,400	5,200	7,100	9,000	18,500	37,500	94,500	189,500
40mm	1,860	3,510	5,310	7,210	9,110	18,610	37,610	94,610	189,610
50mm	2,330	3,980	5,780	7,680	9,580	19,080	38,080	95,080	190,080
75mm	2,520	4,170	5,970	7,870	9,770	19,270	38,270	95,270	190,270

【ケース3（共通）】で改定後の料金

共通	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,780	3,680	5,780	7,980	10,180	23,680	52,680	139,680	274,680
20mm	1,830	3,730	5,830	8,030	10,230	23,730	52,730	139,730	274,730
25mm	2,620	4,520	6,620	8,820	11,020	24,520	53,520	140,520	275,520
30mm	3,730	5,630	7,730	9,930	12,130	25,630	54,630	141,630	276,630
40mm	6,060	7,960	10,060	12,260	14,460	27,960	56,960	143,960	278,960
50mm	9,460	11,360	13,460	15,660	17,860	31,360	60,360	147,360	282,360
75mm	19,510	21,410	23,510	25,710	27,910	41,410	70,410	157,410	292,410

(改定額)

増減	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	340	590	890	1,190	1,490	5,490	15,490	45,490	85,490
20mm	350	600	900	1,200	1,500	5,500	15,500	45,500	85,500
25mm	1,110	1,360	1,660	1,960	2,260	6,260	16,260	46,260	86,260
30mm	1,980	2,230	2,530	2,830	3,130	7,130	17,130	47,130	87,130
40mm	4,200	4,450	4,750	5,050	5,350	9,350	19,350	49,350	89,350
50mm	7,130	7,380	7,680	7,980	8,280	12,280	22,280	52,280	92,280
75mm	16,990	17,240	17,540	17,840	18,140	22,140	32,140	62,140	102,140

(改定率)

増減率	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	23.6%	19.1%	18.2%	17.5%	17.1%	30.2%	41.7%	48.3%	45.2%
20mm	23.6%	19.2%	18.3%	17.6%	17.2%	30.2%	41.6%	48.3%	45.2%
25mm	73.5%	43.0%	33.5%	28.6%	25.8%	34.3%	43.6%	49.1%	45.6%
30mm	113.1%	65.6%	48.7%	39.9%	34.8%	38.5%	45.7%	49.9%	46.0%
40mm	225.8%	126.8%	89.5%	70.0%	58.7%	50.2%	51.4%	52.2%	47.1%
50mm	306.0%	185.4%	132.9%	103.9%	86.4%	64.4%	58.5%	55.0%	48.5%
75mm	674.2%	413.4%	293.8%	226.7%	185.7%	114.9%	84.0%	65.2%	53.7%

※水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

4 今後の水道料金

(2) 料金体系前後の比較

・水道事業

現行料金体系（業務用）とケース3の比較

【現行の料金体系（業務用）】 現行料金

業務用	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	2,020	4,120	6,220	8,520	10,820	22,320	47,320	122,320	237,320
20mm	2,060	4,160	6,260	8,560	10,860	22,360	47,360	122,360	237,360
25mm	2,090	4,190	6,290	8,590	10,890	22,390	47,390	122,390	237,390
30mm	2,330	4,430	6,530	8,830	11,130	22,630	47,630	122,630	237,630
40mm	2,440	4,540	6,640	8,940	11,240	22,740	47,740	122,740	237,740
50mm	2,910	5,010	7,110	9,410	11,710	23,210	48,210	123,210	238,210
75mm	3,100	5,200	7,300	9,600	11,900	23,400	48,400	123,400	238,400

【ケース3（共通）】で改定後の料金

共通	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	1,780	3,680	5,780	7,980	10,180	23,680	52,680	139,680	274,680
20mm	1,830	3,730	5,830	8,030	10,230	23,730	52,730	139,730	274,730
25mm	2,620	4,520	6,620	8,820	11,020	24,520	53,520	140,520	275,520
30mm	3,730	5,630	7,730	9,930	12,130	25,630	54,630	141,630	276,630
40mm	6,060	7,960	10,060	12,260	14,460	27,960	56,960	143,960	278,960
50mm	9,460	11,360	13,460	15,660	17,860	31,360	60,360	147,360	282,360
75mm	19,510	21,410	23,510	25,710	27,910	41,410	70,410	157,410	292,410

(改定額)

増減	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	-240	-440	-440	-540	-640	1,360	5,360	17,360	37,360
20mm	-230	-430	-430	-530	-630	1,370	5,370	17,370	37,370
25mm	530	330	330	230	130	2,130	6,130	18,130	38,130
30mm	1,400	1,200	1,200	1,100	1,000	3,000	7,000	19,000	39,000
40mm	3,620	3,420	3,420	3,320	3,220	5,220	9,220	21,220	41,220
50mm	6,550	6,350	6,350	6,250	6,150	8,150	12,150	24,150	44,150
75mm	16,410	16,210	16,210	16,110	16,010	18,010	22,010	34,010	54,010

(改定率)

増減率	水量 (m ³ /月)								
口径別	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000
13mm	-11.9%	-10.7%	-7.1%	-6.3%	-5.9%	6.1%	11.3%	14.2%	15.7%
20mm	-11.2%	-10.3%	-6.9%	-6.2%	-5.8%	6.1%	11.3%	14.2%	15.7%
25mm	25.4%	7.9%	5.2%	2.7%	1.2%	9.5%	12.9%	14.8%	16.1%
30mm	60.1%	27.1%	18.4%	12.5%	9.0%	13.3%	14.7%	15.5%	16.4%
40mm	148.4%	75.3%	51.5%	37.1%	28.6%	23.0%	19.3%	17.3%	17.3%
50mm	225.1%	126.7%	89.3%	66.4%	52.5%	35.1%	25.2%	19.6%	18.5%
75mm	529.4%	311.7%	222.1%	167.8%	134.5%	77.0%	45.5%	27.6%	22.7%

※水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

5 下水道料金の現在の料金体系と課題

(1) 現在の下水道料金

・下水道事業

■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	120
20mm	160
25mm	210
30mm	490
40mm	760
50mm	1,480

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 10	1,500
超過使用料 (1m ³ につき)	11 ～ 20	160
	21 ～ 30	170
	31 ～ 50	180
	51 ～ 100	200
	101 ～	220

■人数制

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,500
2人	15	2,300
3人	23	3,610
4人	29	4,630
5人	35	5,700
6人	41	6,780
7人	47	7,860
8人	53	9,000
9人	59	10,200
10人	65	11,400

※使用料は税抜額で1箇月分を表示

従量制・・・使用した水量に応じて料金を徴収する制度
(市内水道利用者が対象)

人数制・・・居住している人数に応じて料金を徴収する制度
(井戸水利用者などが対象)

<従量制で1箇月に20m³使用した場合>

下水道料金＝1,500円(基本水量10m³)

＋160円(超過料金)×10m³(超過水量)＝3,100円(税抜)

下水用メーター・・・井戸水などで使用した水量、または散水などに使用した下水へ流れない水を測定する機器
(実際の使用水量を測定するための機器)

5 下水道料金の現在の料金体系と課題

(2) 現在の下水道料金の課題

• 下水道事業

基本水量 → 水道の料金体系と異なる（水道：8m³）
 人数制1人世帯の認定水量と整合性が図られていない

■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	120
20mm	160
25mm	210
30mm	490
40mm	760
50mm	1,480

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 10	1,500
超過使用料 (1m ³ につき)	11 ～ 20	160
	21 ～ 30	170
	31 ～ 50	180
	51 ～ 100	200
	101 ～	220

■人数制

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,500
2人	15	2,300
3人	23	3,610
4人	29	4,630
5人	35	5,700
6人	41	6,780
7人	47	7,860
8人	53	9,000
9人	59	10,200
10人	65	11,400

※使用料は税抜額で1箇月分を表示

下水道料金は、水道の使用水量に対して料金を徴収している。料金徴収する対象水量が同一であるのに水道と基本水量が異なることは、基本水量の意味合いからも整合性が図られていない。

従量制料金における基本水量は独居世帯における使用水量程度を想定すると、人数制における1人の認定水量との不整合は不公平感が生じる可能性がある。

5 下水道料金の現在の料金体系と課題

(2) 現在の下水道料金の課題

- 下水道事業

【課題】

- 水道の基本水量と異なる（水道： 8m^3 ）
- 人数制1人世帯の認定水量より多く、整合性が図られていない



【課題の解消方針】

水道の基本水量と統一し、人数制1人世帯の認定水量と基本水量を同じ水量にする。

- 水道の基本水量 : 8m^3
 - 1人世帯認定水量 : 8m^3
- ⇒ 基本水量を 8m^3 へ変更
($10\text{m}^3 \rightarrow 8\text{m}^3$)

6 今後の下水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

・下水道事業

料金体系（主な変更点）

基本水量を見直し、現行の10m³から8m³へ変更し、水道料金体系と統一します。

➤新料金体系に変更します。2ケースで検討します。

主な変更点

- ① 基本水量を10m³から8m³へ変更し、水道料金体系と統一します。
- ② 超過使用料の水量区分は、基本水量の変更に合わせて11～20の現行区分を9～20に変更し、その他の区分は変更しません。認定水量は変更しません。
- ③ メーター使用料は水道料金と統一します。

【現行】

現在の料金体系

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 10	1,500
超過使用料 (1m ³ につき)	11 ～ 20	160
	21 ～ 30	170
	31 ～ 50	180
	51 ～ 100	200
	101 ～	220

【改定方針】

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 8	1,500
超過使用料 (1m ³ につき)	9 ～ 20	160
	21 ～ 30	170
	31 ～ 50	180
	51 ～ 100	200
	101 ～	220

■人数制料金

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,500
2人	15	2,300
3人	23	3,610
4人	29	4,630
5人	35	5,700
6人	41	6,780
7人	47	7,860
8人	53	9,000
9人	59	10,200
10人	65	11,400

■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	120
20mm	160
25mm	210
30mm	490
40mm	760
50mm	1,480

■人数制料金

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,500
2人	15	2,300
3人	23	3,610
4人	29	4,630
5人	35	5,700
6人	41	6,780
7人	47	7,860
8人	53	9,000
9人	59	10,200
10人	65	11,400

■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	120
20mm	160
25mm	190
30mm	430
40mm	540
50mm	1,010

この料金体系を基本とし、料金改定率が20%となる水準を新料金体系とします。

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

6 今後の下水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

- 下水道事業
料金体系 (料金改定率20%となる水準)

【ケース1】

基本使用料を20%UPとし、料金改定率が20%UPとなる水準に超過料金を調整
超過料金は、6%UPです。

【現行】

現在の料金体系

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 10	1,500
超過使用料 (1m ³ につき)	11 ～ 20	160
	21 ～ 30	170
	31 ～ 50	180
	51 ～ 100	200
	101 ～	220

■人数制料金

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,500
2人	15	2,300
3人	23	3,610
4人	29	4,630
5人	35	5,700
6人	41	6,780
7人	47	7,860
8人	53	9,000
9人	59	10,200
10人	65	11,400

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	120
20mm	160
25mm	210
30mm	490
40mm	760
50mm	1,480

【ケース1】

新料金体系 (ケース1)

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 8	1,800
超過使用料 (1m ³ につき)	9 ～ 20	170
	21 ～ 30	180
	31 ～ 50	190
	51 ～ 100	220
	101 ～	240

20%UP

改定率が20%UPとなる水準に調整

超過料金は、6%UPした金額を10円単位に切り上げしています。

■人数制料金

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,800
2人	15	2,990
3人	23	4,380
4人	29	5,460
5人	35	6,590
6人	41	7,730
7人	47	8,870
8人	53	10,100
9人	59	11,420
10人	65	12,740

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	150
20mm	200
25mm	230
30mm	520
40mm	650
50mm	1,220

6 今後の下水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

- 下水道事業
料金体系 (料金改定率20%となる水準)

【ケース2】

基本使用料を10%UPとし、料金改定率が20%UPとなる水準に超過料金を調整
超過料金は、14%UPです。

【現行】

現在の料金体系

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 10	1,500
超過使用料 (1m ³ につき)	11 ～ 20	160
	21 ～ 30	170
	31 ～ 50	180
	51 ～ 100	200
	101 ～	220

■人数制料金

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,500
2人	15	2,300
3人	23	3,610
4人	29	4,630
5人	35	5,700
6人	41	6,780
7人	47	7,860
8人	53	9,000
9人	59	10,200
10人	65	11,400

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示

■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	120
20mm	160
25mm	210
30mm	490
40mm	760
50mm	1,480

【ケース2】

新料金体系 (ケース2)

■従量制料金

料金区分	水量区分(m ³)	使用料(円)
基本使用料	～ 8	1,650
超過使用料 (1m ³ につき)	9 ～ 20	190
	21 ～ 30	200
	31 ～ 50	210
	51 ～ 100	230
	101 ～	250

→ 10%UP

改定率が20%UPとなる水準に調整

超過料金は、14%UPした金額を10円単位に切り上げしています。

■人数制料金

人数	認定水量 (m ³)	使用料(円)
1人	8	1,650
2人	15	2,980
3人	23	4,530
4人	29	5,730
5人	35	6,980
6人	41	8,240
7人	47	9,500
8人	53	10,820
9人	59	12,200
10人	65	13,580

※使用料は税抜額で1ヶ月分を表示



■メーター使用料

口径	使用料(円)
13mm	150
20mm	200
25mm	230
30mm	520
40mm	650
50mm	1,220

6 今後の下水道料金

(1) 今後の料金体系の検討

- 下水道事業
料金体系のまとめ

ケース	料金体系	特徴
現行の料金体系	従量制料金体系 人数制料金体系	水道の基本水量と異なる（水道：8m ³ ）
		人数制1人世帯の認定水量より多く、整合性が図られていない
		
ケース1	従量制料金体系 人数制料金体系	水道の基本水量と統一し、人数制1人世帯の認定水量と基本水量を同じ水量にする
		使用水量が少ない使用者に負担が大きくなる
		
ケース2	従量制料金体系 人数制料金体系	使用水量が少ない使用者の負担を減らすため、基本使用料の改定率を抑えた料金体系

6 今後の下水道料金

(2) 料金体系前後の比較

・下水道事業

現行料金体系とケース1の比較

【現行の料金体系】現行料金

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
使用料（円）	1,500	3,100	4,800	6,600	8,400	18,400	40,400	106,400	216,400
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
使用料（円）	1,500	2,300	3,610	4,630	5,700	6,780	7,860	9,000	10,200

【ケース1】で改定後の料金

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
使用料（円）	2,140	3,840	5,640	7,540	9,440	20,440	44,440	116,440	236,440
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
使用料（円）	1,800	2,990	4,380	5,460	6,590	7,730	8,870	10,100	11,420

(改定額)

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
使用料（円）	640	740	840	940	1,040	2,040	4,040	10,040	20,040
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
使用料（円）	300	690	770	830	890	950	1,010	1,100	1,220

(改定率)

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
改定率（％）	42.7%	23.9%	17.5%	14.2%	12.4%	11.1%	10.0%	9.4%	9.3%
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
改定率（％）	20.0%	30.0%	21.3%	17.9%	15.6%	14.0%	12.8%	12.2%	12.0%

※下水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

6 今後の下水道料金

(2) 料金体系前後の比較

- 下水道事業

現行料金体系とケース2の比較

【現行の料金体系】現行料金

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
使用料（円）	1,500	3,100	4,800	6,600	8,400	18,400	40,400	106,400	216,400
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
使用料（円）	1,500	2,300	3,610	4,630	5,700	6,780	7,860	9,000	10,200

【ケース2】で改定後の料金

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
使用料（円）	2,030	3,930	5,930	8,030	10,130	21,630	46,630	121,630	246,630
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
使用料（円）	1,650	2,980	4,530	5,730	6,980	8,240	9,500	10,820	12,200

(改定額)

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
使用料（円）	530	830	1,130	1,430	1,730	3,230	6,230	15,230	30,230
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
使用料（円）	150	680	920	1,100	1,280	1,460	1,640	1,820	2,000

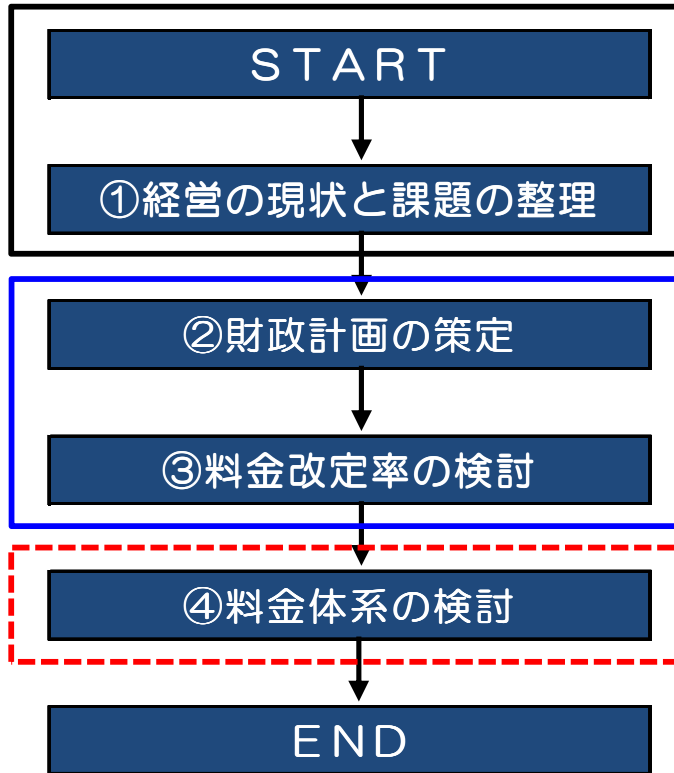
(改定率)

従量制料金（1箇月）									
使用水量（m ³ /月）	10	20	30	40	50	100	200	500	1000
改定率（％）	35.3%	26.8%	23.5%	21.7%	20.6%	17.6%	15.4%	14.3%	14.0%
人数制料金（1箇月）									
世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
改定率（％）	10.0%	29.6%	25.5%	23.8%	22.5%	21.5%	20.9%	20.2%	19.6%

※下水道料金は税抜額で1ヶ月を表示

7 今後のスケジュール

■ 検討手順



① 経営の現状と課題の整理

- 水道事業・下水道事業における経営の現状と課題について整理
- 指標等により、他都市との比較

② 財政計画の策定

- 料金算定期間（今回は平成30年度～32年度の3年間）
- 水需要（水道）、有収水量（下水道）の将来予測
- 将来実施事業（新設・更新等）としての事業計画を整理
- 財政収支を考慮した、財政シミュレーションの実施

③ 料金改定率の検討

- 財政シミュレーションで複数ケースの料金改定率について検討
- ※「料金改定率」：改定前の料金総額に対して、増収する額の合計の比率を示す

④ 料金体系の検討

- 基本料金や従量制料金設定の検討
- 水量区分別の料金設定の検討
- 水量別の改定前後の料金、使用料の変化確認

7 今後のスケジュール

平成29年度								
項目	スケジュール概要							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
◎審議会	委員委嘱							
		10月 23日		12月 7日	1月 25日		3月 中旬	
		第1回 審議会		第2回 審議会	第3回 審議会		第4回 審議会	